

重要なお知らせ

ポイントが発行される工事の対象期間の短縮のお知らせ

住宅エコポイントは制度開始以来、当初の想定を大きく上回るたくさんの申請をいただき、「環境対応住宅の普及」という制度の目的が早期に達成される状況となってきています。このため、ポイントが発行される工事の対象期間を5ヶ月間短縮することとなりました。皆様におかれましてはご理解をいただきますようお願いいたします。

ポイントが発行される工事の対象期間

ポイントが発行される工事の対象期間は以下のとおり短縮となりました。

(変更前) 平成23年12月31日までに着工・着手した新築・リフォーム工事



(変更後) **平成23年7月31日**までに着工・着手した新築・リフォーム工事

| 新築 | リフォーム |
|--|---|
| <p>変更前</p> <p>平成21年12月8日～平成23年12月31日までに建築着工※1したもの</p> | <p>変更前</p> <p>平成22年1月1日～平成23年12月31日までに工事着手※2したもの</p> |
| ↓ | ↓ |
| <p>変更後</p> <p>平成21年12月8日～平成23年7月31日までに建築着工※1したもの</p> | <p>変更後</p> <p>平成22年1月1日～平成23年7月31日までに工事着手※2したもの</p> |
| <p>平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限り、 ただし、太陽熱利用システムの設置について申請する場合は、建築着工※1が平成23年1月1日以降の工事のみ対象です。 ※1 根切り工事または基礎杭打ち工事の着手</p> | <p>平成22年1月28日以降に工事が完了したものに限り、 ただし、窓や外壁等の断熱改修と一体的に行う住宅設備の設置工事は、工事着手※2が平成23年1月1日以降の工事のみ対象です。 ※2 ポイントの発行対象工事を含む工事全体の着手</p> |

ポイントの申請期限及び交換期限

ポイントの申請期限及び交換期限は変更ありません。

| 工事の種類 | 建物の種類 | ポイントの申請期限 | ポイントの交換期限 |
|-------|----------------|-------------|------------|
| 新築 | 一戸建ての住宅 | 平成24年6月30日 | 平成26年3月31日 |
| | 共同住宅等(階数が10以下) | 平成24年12月31日 | |
| | 共同住宅等(階数が11以上) | 平成25年12月31日 | |
| リフォーム | 一戸建ての住宅・共同住宅等 | 平成24年3月31日 | |

※対象期間を短縮することにより、期間中に着工・着手した対象工事については、すべてポイントを発行できるものと考えておりますが、万が一、ポイント申請期限までに申請額が予算額に達した場合は、その時点でポイント発行を終了することとなります。

工事の対象期間の短縮に関するリーフレットは[こちら](#)